**対象児童用診断書（大阪市保育所等入所希望用）**

**【主治医記載】**

**※1. 必要な児童のみ提出**

（あて先）保健福祉センター所長

　こども青少年局長

|  |  |
| --- | --- |
| 児童名 | 年　　　　　月　　　　日生 |
| 診断名 | |

　　　※1　必要な児童とは、治療中、または経過観察中の疾患があり、1年に1回以上同一の疾患等で継続

した通院がある児童。ただし、一過性、一時的なものは対象外。しかし、入所後保育中において

制限や個別配慮等が必要な場合には、診断書は必要。（すべての児童が対象ではありません）

この診断書は、保育における入所利用調整に必要な書類です。

１．【児童の健康状況】該当する箇所にチェック☑又は必要事項を記入してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 初診日 | 年　　　　月　　　　日 |
| 入院歴 | □なし　／ □あり　全（　 　）回〔最終入院期間　　　　　年　　月　　日から　　日間〕 |
| 手術歴 | □なし　／ □あり　全（　 　）回〔最終手術日　 　 　年　　月　　日〕 |
| 現在の  状況 | □上記の疾病は完治している。（経過観察も含め通院の必要はない）  □経過観察中で、定期的な通院が必要である。  □治療継続中である。 |
| 医療的ケア | □なし  □必要（医療的ケアの内容　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 治療  状況 | 治療状況または方針をご記入ください。 |
| 通院 | 今後見込まれる通院頻度をご記入ください。  （　　　　か月／　　 　週）に（　　 　日）の通院が必要 |
| 投薬 | □なし　　／　　□あり  薬名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　服薬方法 |

次からの項目については、対象児童が保育における集団生活を送るにあたり、裏面の「保育所での主な一日の生活」を参考にご意見をお聞かせください。今後の安全な集団保育の実施のため参考にさせていただきます。特に乳幼児が長時間にわたり集団で生活する保育施設では、睡眠や食事、集団での活動や遊び等、異年齢の子ども同士が濃厚に接触する機会が多くあり、飛沫感染や接触感染が生じやすく、感染症にかかりやすい環境にあります。

（※保育するにあたり主治医の先生にご相談をさせていただく場合があります。また、この診断書は、

入所内定保育施設や嘱託医に情報提供をします。）

　２．【個別配慮について】

|  |  |
| --- | --- |
| 集団生活での制限について | □なし　　／　　□あり  ・ありの場合、必要な制限の内容（具体的な行動・活動・運動内容等） |
| 集団生活での配慮について | □なし　　／　　□あり  ありの場合、どのような配慮が必要ですか。  ・具体的な配慮の内容（集団での室内外の活動・睡眠・食事・排泄・感染症等） |

以上のとおり診断します。

　　　　　　　　　年　　　月　　　日　　　　　医療機関名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　医　師　名

**49-0149-01「保育所での主な１日の生活」**

参考資料

11：00～

11：15

12：00～

12：15

16：00～

15：00

10：00

7：30

9：30

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 乳児  (0.1.2歳)児 |  | 登所  （あそび） | おやつ | あそび （活動・行事等） | 給食 | | お昼寝  （おおむね  3歳児まで) | | おやつ | 降所  (あそび） |
| 幼児  (3.4.5歳)児  9：30  7：30 |  | あそび （活動・行事等）  11：30 | | | 給食 | | あそび  16：00～ |

　　 ※保育所では、「保育所保育指針」に基づき、一人ひとり、また、集団の子どもの育ちとその過程を見据え

教育・保育を進めていくことを大切にしています。

**☆主なあそび［活動・行事など］**（活動強度は、めやすです）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 保育士の配置の  めやす | 軽い活動 | 中程度の活動 | 強い活動 |
| 保育所生活の主な年齢別活動内容 | 0歳児 | こども3人に  対し保育士1人 | ・はいはいで移動する  ・大人に補助されすべり台をすべる  ・手指を使った遊び | ・歩く  ・音楽に合わせて身体を動か  　す | ・はっていき、マットの山を  よじ登り降りる  ・水遊び |
| 1歳児 | こども6人に  対し保育士1人 | ・砂遊び  ・室内遊び  ・室内用すべり台をすべる | ・散歩（往復10分程度）  ・すべり台をすべる  ・コンビカーに乗る  ・リズムに合わせて身体を  動かす | ・大人と一緒に追いかけっこ  ・階段の昇り降り  ・水遊び・泥んこ遊び |
| 2  歳児 | こども6人に対し保育士1人 | ・砂遊び  ・室内遊び  ・すべり台を自分ですべる | ・散歩（往復15分程度）  ・階段の昇り降り  ・三輪車に乗る | ・追いかけっこなど  ・水遊び・泥んこ遊び  ・両足とび  ・リズムに合わせて踊る |
| 3歳児 | こども15人に  対し保育士1人  ※ | ・砂遊び  ・室内遊び  ・すべり台をすべる | ・散歩（往復20分程度）  ・ジャングルジムを昇る  ・三輪車をこぐ | ・かけっこなど  ・水遊び・泥んこ遊び  ・プール遊び  ・ジャンプ  ・リズムに合わせて踊る |
| 4歳児 | こども25人に  対し保育士1人  ※ | ・砂遊び  ・室内遊び  ・三輪車をこぐ  ・すべり台をすべる | ・散歩（往復30分程度）  ・ジャングルジムを昇る  ・水遊び・泥んこ遊び  ・鉄棒遊び | ・鬼ごっこ  ・プール遊び  ・ボール遊び  ・フープ  ・リズムに合わせて踊る、体操する |
| 5歳児 | こども25人に  対し保育士1人  ※ | ・砂遊び  ・室内遊び  ・三輪車をこぐ  ・すべり台をすべる | ・散歩（往復40分程度）  ・ジャングルジムを昇る  ・水遊び・泥んこ遊び  ・鉄棒遊び | ・鬼ごっこ  ・プール遊び  ・ボール遊び  ・縄跳び  ・リズムに合わせて踊る、体操する |
|  | 行事：所外保育（徒歩・電車・バス）、運動会など | | | |

　※ 保育士等の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正前の

規定（３歳児は児童20人につき１人、4・5歳児は児童30人につき１人）を適用する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大阪市こども青少年局